

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二三三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 二三三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 二三三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二三五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二三五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二三六

## 告 示

### 福島県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成三十一年三月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月九日認可した。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成三十一年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月九日認可した。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町針生字駒戸山一七二七の五から一七二七の八まで（以上四筆国有林）、一七二七の一・一七二七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七二七の四、字昼滝山八五七の一、八五七の二一四、一七二八の九六、一七二八の九九・字七ツ嶽一三七八の一・静川字黒沢山乙一三三七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、金井沢字帯沢入一三五四の五、一三五四の七五、高野字舟ヶ鼻山二六九四の一、二六九四の三から二六九四の六まで

#### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 三 変更後の指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

#### 一 所在の不明な者の氏名

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 佐藤修一 岡和田晴夫 鈴木一信 佐藤良信
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第七十六号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第三百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
金澤叶 阿部トリヨ 遠藤庄一 菅野喜一 亀谷柳次郎 菅野つや子
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第七十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第三百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
菅野幸一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第六十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第三百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
猪狩清 三浦忠 鈴木栄 横山進 荒和雄 横山清一郎 荒正志 岡崎よし子
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第七十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第三百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
加藤純 小池清記 目黒清治 目黒重夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第百六十号）によること。

- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
寺島豊記 荒川子之助 大井巳八 荒川春喜 門馬ユキ 大井枡 天野昌宙 天野文夫 中井新吉 荒川廣治

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第百六十二号）によること。

- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
山浦俊 小沼虎千代 尾崎久衛 寺崎作十郎 高野久信 鹿目齊宮 大隈保 嘉藤千代 板橋清馬 板橋刃美 島影國雄 峯岸忠亥 穴澤幸 増井嘉吉 井関等 口啓越 井関鉄雄 山田二三夫 島影俊雄 遠藤直江 内川由寛 内川保則 三國久吾 三國兵馬 高橋喜與四 菊地茂 山中緑 佐藤小新 五十嵐利雄 佐藤茂 板橋ハルイ 佐藤忠義 佐藤昌榮 矢部義雄 栗城一雄 渡部品三 白井傳己 深谷康男 内川政蔵 菊地義源 大竹久美 永井初江 大竹喜一 山田勝美 菊地熊鉄 山田善作 遠藤藤江 安田沢世 白井敏夫 高橋庄松 山中喜己男 渡部隆三 古田紀悦 峯城憲治 佐藤静夫 大竹龍雄 三鈷八百次 島影富士子 山浦俊穴澤卯一郎 深谷元義 小沼喜久蔵

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第四百四十九号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

猪苗代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡部 長昭

住所

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一五九番地

